

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 番 号	R3 第08号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 山中湖村長 高村正一郎			(所在地) 山梨県南都留郡山中湖村山中237-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	山中湖村平野 字小坂	3548	1	3548	畑	0.9262	スギ	62	公告の あった 日から  2027年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、山中湖村 森林整備計画に基づき、存 続期間中に次の施業を1回 実施する。 ・スギ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置  伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。  また、気象害及び病虫害獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。  経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。 字小坂3548 は非農地証 明がでてお り、5条森林 となっている		
2	山中湖村平野 字小坂	3655	1	3655	山林	0.3517	スギ	81							
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

